

みまもり・ねっと

江戸川区消費者センター No.137

江戸川区松島1-38-1
グリーンパレス1階

相談電話03-5662-7637



【事例1】
「初回お試し500円」というネット広告を見て、美容液を注文した。2回目以降の代金が約4万円の定期購入契約だった！！

【事例2】
初回のみ購入するつもりで「いつでも解約可能」という表示の定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、解約することはできなかった！！



R4年6月1日に、「詐欺的な定期購入商法」の規制が強化された改正特定商取引法が施行され、販売業者等は、取引における基本的な事項を最終確認画面等で明確に表示することが義務付けられました。また、販売業者等の誤認させるような表示等により、誤認して申込みをした消費者は、申込みの意思表示を取り消すことができるようになりました。

☆心配な時は、すぐに消費者センターまたは
消費者ホットライン“188（いやや）”に相談しましょう

「最終確認画面」のチェックリスト-注文する前- (インターネット通販中心)

参考 国民生活センター より

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数が決めていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？

未成年者の場合は以下の点も確認してください

- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申込んでいますか？

※法定代理人が目的を定めて処分を許した財産をその目的のために使う行為や、自由な処分を許された財産を使う行為などは法定代理人の同意は不要。また、未成年者が相手を誤信させる目的で、成年者であると伝えたり、法定代理人の同意を得ていないにもかかわらず同意を得ているなどどうそをついたりすること(詐術)により相手を信用させて契約した場合には原則として取り消しはできない。

江戸川区消費者センター

相談電話 03-5662-7637 (直通)

相談時間 月～金曜日午前9時～午後4時(土日祝は休み)

◎土曜・日曜日でお急ぎの方は、

全国消費者ホットライン「188」番をご利用ください。

※掲載イラストは、消費者庁イラスト集より